

## 平成 29 年度 第 1 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 29 年 10 月 26 日 (木) 午前 10 時 00 分から  
午前 11 時 58 分まで

2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室

### 3 出席者

委 員 西村孝一委員、轟朝幸委員、佐藤伴和委員 (全員出席)  
事務局 赤木登総務部長、佐藤秀夫契約管財課長ほか契約管財課職員 6 名

### 4 概 要

#### (1) 開 会

委員長 出席委員は、定足数を満たしており、ただいまから平成 29 年度第 1 回葛飾区入札監視等委員会を開催する。

#### (2) 庶務報告

##### ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はなかった旨報告

##### イ 平成 28 年度第 2 回委員会議事概要の公表について

事務局より平成 28 年度第 2 回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

#### 【質 疑】

委員 A 特に問い合わせはなかったか。

事務局 特にありませんでした。

#### (3) 議 事

##### ア 平成 29 年度入札契約等執行状況 (平成 29 年度上半期) について

事務局より平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

#### 【質 疑】

委員 A 売却において、制限付一般競争入札と指名競争入札があるが、その違いは何か。

事務局 制限付一般競争入札は、ヤフオクによるものである。

委員 C ヤフオクでも売れないことはあるのか。

事務局 これまで、売れなかったことはないが、売れなかった場合には、通常の電子入札で公募型指名競争入札により売却することも可能である。

委員 A 委託の随意契約は、技術的な理由によるものか。

事務局 委託の随意契約の大きなものとしては、郷土と天文の博物館のプラネタリウム製造に係るもので、技術的な内容を理由としている。その他には、情報システム運用業務委託、区民保養施設提供及び受付業務委託、学習支援事業実施委託などがあり、いずれもプロポーザルにより選定された事業者と随意契約を締結したものである。

委員A 右下に随意契約 136 件と金額があるが、これはどのようなものか。

事務局 予定価格 30 万以上のもので、特命随意契約により、各部長または各課長に契約権限を委任しているもの数及び合計金額である。

委員C 例年と同じ傾向か。

事務局 前年が、140 件、約 39 億円であるため、概ね同様の傾向と思われる。

## イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの間の 2 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

### 【質 疑】

委員B 1 件目の落札後辞退の理由は、どのようなものか。

事務局 業者から辞退届の提出があったが、同時期に行われた街路樹等管理（単価契約）の別地区の事案と誤って入力したもので、予定価格約 6,880 万円のところ、約 3,200 万円で応札しており、同金額では履行が不可能として辞退の申し出があったもの。

委員B ちなみに、その後の契約はどうなったのか。

事務局 2 番手の業者と随意契約を締結している。

委員A 辞退に応じる判断基準はあるのか。

事務局 辞退届の提出があり、その内容を精査し、理由や履行不可能であることが、客観的に認められれば応じざるを得ない。指名停止等の措置も併せて判断している。

委員A 原則的には、手続き的にきちんと入札で行われているのであるから、少々の理由では応じることはできないのであろうが、理由によってはというところか。

事務局 もちろん、理解の出来ない理由であれば、きちんと説明し履行してもらうことになる。

委員A 今回は、明らかなケアレスミスであり、止むを得ないところであろう。

もう 1 件の方は、延べ 214 日間の遅延で、非常に長期間に及んでいるが、どのような状況であったのか。

事務局 業務の内容としては、いじめ調査委員会の会議録を作成するもので、全 12 回、約 36 時間程度をテープ反訳するものである。

もう一つの逐語録については、会議録とは別に、個別にご本人や関係者と

の面談内容を、詳しく記録に残すことに途中からなったとのことで、全 20 回で、約 20 時間のテープ反訳をするものである。

いずれも、各回のデータを渡してから 14 日で納品とされていたが、徐々に遅れだし、積み重なったようである。この間、所管課が再三に渡り催促をしていたにも関わらず、遅れてしまったもの。

業者にヒアリングを実施したところ、業務量を見誤ったため、社内の業務体制が整わなくなり、遅れてしまったとのことであった。

委員 A 成果物自体は提出されたのか。

事務局 何日か遅れではあったが、提出はされている。本来であれば、次回の委員会で、前回の議事録を付議するのがルールとなっていたものである。

委員 A 会議録の目的には、間に合わなかったということだが、このようなことは、よくあるものなのか。

事務局 前回の会議録がないと会議の運営に支障を来すこととなり、再三催促をしていたが間に合わなかったもので、このようなことは、あまり聞いたことがない。当然、契約であるので、やっていただく前提でお願いしているものである。

委員 A これは、初めての業者だったのか。

事務局 この案件自体が、新規事業であるため、初めてのものである。

#### ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの間の入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

##### 【質 疑】

質疑なし。

#### エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの間の低入札価格調査制度を適用した事案 1 件の運用状況について報告を行った。

##### 【質 疑】

委員 C 調査委員会は何人で組織されているのか。

事務局 総務部長を委員長とし、関係所管部・課長が委員を務め、全員で 5 人で構成されている。

委員 C 結果として、仕事自体はきちんとなされたのか。

事務局 本件工事は、来年の 1 月 31 日までが工期となっており、現在施工中であるが、所管に現状を確認したところ、学校の解体ということもあり、関係者及び近隣住民への影響が心配されたが、施工状況も順調に推移しており、関係者及び近隣住民からの苦情もなく、施工もきちんとしていたとの報告を

受けている。

## オ 抽出審議について

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である佐藤委員が抽出した、施工能力審査型総合評価一般競争入札 1 件、公募型指名競争入札 2 件、指名競争入札 3 件、特命随意契約 1 件の合計 7 件について事務局より入札経過等の説明を行った。

### 【工事及び設計等委託の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

#### 〔工事 NO. 994 葛飾区立小松中学校校舎等解体工事〕

##### （施工能力審査型総合評価一般競争入札）

委員 C 落札率が低く、予定価格との乖離が見られる。入札状況をみても各社に開きがあり、落札した業者は思い切った金額を投じたのだろうが、この業者はよく区の仕事を受注しているのか。

事務局 入札に参加した 8 社中、落札した業者が唯一区内業者である。解体の工事については、落札率が低くなる傾向にある。また、予定価格の積算については、どの業者でも参加できるような積算基準に基づき積算されているが、実際に業者が積算する場合には、工事に必要な機械や設備を有しており積算に有利に働くことや、いろいろな現場を持っていて、地理的に有利であったり、様々な要因を勘案して金額を下げている状況と思われる。

委員 A 入札の状況をみると、1 億 5,000 万円前後と 2 億円前後に 2 分化されているが、これ位価格に差が出るのは、機材の保持、技術的または地理的な優位性が反映されて、このように 2 分化される傾向にあるものなのか。

事務局 全体的には、他の案件と比べて低いと認識している。本件については、低入札価格調査委員会に付議した事案であり、その中でも、落札業者は、当時区内の南葛高校の解体工事を受注しており、その後小松中学校の解体工事に着手でき、場所の移動が近く、機材の持ち込みができる。また、区内業者であるため、葛飾区の地理に精通しているなどの説明があった。

委員 C 施工能力評価点も一番高く、区内業者だから便宜を図るということはないのだろうが、このような形で、実際の支出が低く抑えられることは、非常に望ましいことだと思う。

委員 A このような工事を行う場合、地元説明会や苦情対応は区の方で行うのか。

事務局 工事現場には、所管課の監督員が着いているので、地元の説明会や苦情対応は、区と業者が一体となって対応しているところである。

#### 〔設委 NO. 1288 葛飾区立日光林間学園改修工事実施設計業務委託〕

##### （公募型指名競争入札）

委員C 本件についても、落札率が35%と非常に低い。設計等委託に関しては、以前にも何件か抽出審議に挙がっており、業者によっては、低価格でも利益が出るとは思っていたが、予定価格との差があまりにも大きい。この案件は、低入札価格調査委員会の対象とはならないのか。

事務局 本件は、低入札価格調査委員会の対象案件ではない。委員指摘のとおり、落札率35%と非常に低い金額であったため、当区においては、誓約書を徴するとともに、その理由を確認している。当該業者は、意匠や構造設備について、一貫して社内対応が可能であること。また、当該業者の本社が栃木県であるため、対象となる物件が栃木県日光市と近く、地域に精通し、迅速かつ効率的な対応が可能であることから安く出来るとのことであった。

委員B 以前にも、発言させていただいたが、調査や設計がしっかりされないと、実際に工事をしたときに不具合が出たり、工事の進捗に支障を来す恐れがある。金額だけで判断は出来ないが、調査や設計が適正に行われたい状況があるとすれば、忌々しき事態である。これまで、低価格での設計で、後々問題となったケースはなかったか。

また、技術者が技術力を安くダンピング的にしているのもちょっと嫌な気がしている。この業界として、この体質はどうなのかも思う。

事務局 これまで、後々問題となった事例はないと思われる。先程申し上げたように、なぜ安く出来るのかは、理由がそれぞれあって、その中で、ある意味企業戦略であるとか、会社の取り組みによるものがあるのだろうと思われる。特に設計等の業務は、人件費の占める割合が多く、給料との兼ね合いなどを考慮して、それぞれの会社の考え方で入れてくるのだと思う。

区としても、安かろう悪かろうでは困るため、所管課に進捗状況を確認したところ、計画どおり進んでおり、決して他の業者と遜色はないとのことであった。所管課でも委託業者へ申し入れた内容が、きちんと対応できているか進行管理をしながら進めているところである。

委員C 成果物としての検証・評価が難しいものと思われる。最終的に出来上がってみないと本当に良かったのかどうか分からない部分も生じるのでは。

事務局 実際には、最後にすべての成果物を受け取るのではなく、途中経過についても、どこまで出来ていて、どのような考え方で進めているのか、所管課において進捗状況を確認している。その中で、意向がきちんと反映されて、完成度の高いものが出来ているかチェックをしている状況である。

委員A 成果物が完成度の高いものかどうかは、この場では分からないが、この設計に基づいて工事が発注されるのであるから、実際の工事に際して、低価格による設計が後々に問題を起こしていないか、なかなか分かりにくいところであるので、しっかりチェックしていく必要があると思われる。

事務局 委員ご指摘のとおり、区としても確認していく必要性は認識している。今

後も所管課と連携して、どこまで完成していて、どんなものが出るのか。  
また、問題点はないのか、常に注視して進めていきたいと考えている。

**【委託契約3件の主な質疑等（一括説明・個別審議）】**

**[委託NO.1047 東京都議会議員選挙に係る公営ポスター掲示場設置等委託]**

**(指名競争入札)**

- 委員C 毎回同じ業者が落札していると聞いたがどうか。入札状況をみると、各社の金額に大きな開きはなく、適正に入札が行われたとは思われるが。
- 事務局 本件の公営ポスター掲示場の設置に関しては、永年に渡り当該業者が受注している状況ではある。同業者は、唯一区内業者であり、永年の経験と実績によるノウハウを持っている。また、各社横並びの金額になっているのは、本件委託業務が部材と人件費がほとんどであるため、これ以上入札額を下げるのは難しい状況なのではないかと思われる。このため、94.18%と高い落札率になったものと考えられる。
- 委員A 選挙の際には、いろいろな種類の業務が発生すると思うが、このような公営ポスター掲示場の設置業務は、業者が限られているのか。
- 事務局 特殊な業務であり、区内では、当該業者しかできない。
- 委員A 他の区の業者も応札しているようだが、東京都議会議員選挙位の場合は、23区内であるとか、やれる業者が限られているのではないのか。
- 事務局 実際にやれる業者としては、限られていると思われる。今回指名されている業者は、いずれも、他の区市町村で同業務を受注したことがある実績業者のみとなっている。選挙に関する業務は、間違いは許されず、短期間で435か所の設置、また、掲示板が壊れた場合の緊急対応にも速やかに応じられるなど、業務に精通していることが条件となる。
- 委員C この業者は、このような業務を専門にやっている業者なのか。
- 事務局 この業者は、看板の設置を主にやっている業者である。
- 委員C 納期的にも厳しいものがあり、このようなものは、随意契約というわけにはいかないのか。
- 事務局 区の内外を問わず、出来る業者があり、一定の競争が出来る案件であれば金額による入札で業者を決定している。今のところ、随意契約は考えていない。実際に、何年か前に、競争入札により業者が入れ替わったこともある。
- 委員C 寸法であるとか、掲示するのに細かい部分で非常にうるさいと聞いたが。
- 事務局 公職選挙法で細かく規定されており、マス目や幅であるとか、書き方とか細かく決まっていると聞いている。業者も規定を踏まえてやっている状況である。
- 委員A 都議会議員選挙に限らず、区議会議員選挙等でも同様な形で競争しているのか。

- 事務局 秋に区議会議員と区長選挙があるが、同様に指名競争入札を実施している。しかし、今般の衆議院議員選挙のように、急な解散選挙においては、期間もなく、競争入札をしている暇がないため、緊急随意契約を締結しているものもある。
- 委員C こういうものは、部材や掲示板自体をストックしておくものなのか。
- 事務局 選挙に応じて、立候補者の数が異なり、板面の形状もその都度、東京都選挙管理委員会や区選挙管理委員会が定めるため、板面の大きさや形状が毎回異なっている。ストックは難しいのではと思われる。
- 委員C それで、435箇所を設置するのでは、仕事としては結構大変な仕事のようにだ。
- 事務局 短期間で安全を確保しながら設置するため、業務量としては多いと思われる。また、435箇所設置と多いが、ある程度設置個所が固定しているため、精通している業者が低価格で入札できたものと思われる。なお、過去に業者が入れ替わった時は、かなり手間取ったと聞いている。
- 委員C 業者の名前は初めて聞いたが、選挙の度に、同じ業者が儲けているとうわさで聞いたことがある。
- 事務局 ご説明のとおり、きちんと入札をして、価格を入れていただいて、公平・公正にやっていることは、入札経過調書を見ていただければ明らかであると思う。たまたま、同じ業者がある程度の額で落札している中で、結果として続いている状況である。

**[委託 NO. 1283 区有建築物定期点検等委託]**

**(指名競争入札)**

- 委員C 日産自動車の無資格者による点検が話題となっている。手抜き検査の心配や低落札率となっている点が気になるところだ。
- 事務局 本件についても、落札率 37.38%と非常に低くなったため、誓約書を徴取した事案である。低落札の理由としては、業務内容が建築基準法に基づく点検で、点検内容も同法施工細則で定められており、弊社の得意分野であると回答を得ている。
- 委員A この業者は、同業務の実績はこれまでなのか。
- 事務局 この業者は、平成 28 年度にも同業務を受注しており、その時も 44.53%と低い落札率であった。その他の受注実績はない。
- 委員B この業務は毎年あるのか。
- 事務局 毎年やっている。所管課によると、点検する施設は、全体で 400 程度あり、その半分を業者に委託して、残り半分を職員が直接行っているとのことであった。
- 委員B 平成 28 年度と今年度では、業者は同じ施設を点検するのか。それとも半分づつ交互に点検しているのか。

事務局 別の施設を点検している。全体の約 400 施設をやる上で、半分ずつ交互に入れ替えて点検していると聞いている。

委員 B 同じで施設であれば、2 年連続で安く出来る気もするが、そうではないということか。

事務局 そのとおりである。

委員 C 定期点検の結果、修繕が必要であるとかの判断は、結構でるものなのか。

事務局 所管では、この結果報告を受けて、直ぐに対応すべきもの、長期的なスパンで対応すべきもの等の修繕計画を立てており、その元になる基本データとして使用している。

委員 C 結構大事な点検ということですね。

事務局 当区では、平成 29 年 3 月に、「公共施設等の経営基本方針」を策定しており、すべての施設をどのような形で進めて行くのかを定めている。その中の一環で、きちんと各施設の確認点検を行い、施設のマネジメントサイクルに合わせて、計画的に修繕を行っていくこととしている。

委員 A どの建物を民間業者に委託し、どの建物を区の職員が行うのか。建物の規模であるとか、良く調べなければならない重要度であるとか基準があるのか。

事務局 原則的には、半分ずつ交互に行っているが、重要度の高い施設については、職員が直接行っているものもあろうかと思われる。

**[委託 NO. 1331 不燃化促進普及啓発全戸訪問委託] (指名競争入札)**

委員 C 「不燃化促進普及啓発」という言葉が、耳に新しくどのような業務か。

事務局 本区における不燃化促進事業は、大地震が起きて大火がある時に、当初は、避難路を確保する目的で、水戸街道や環状七号線であるとかの大きな道路の両脇を、耐火建築物を立てて線的に整備していたが、現在においては、資料にあるような四つ木、東四つ木、東立石、堀切などの密集市街地に該当しているエリアを、燃えない建物等不燃化を面的に広げ、災害に強いまちづくりを進めているものである。普及啓発としては、個別訪問により、パンフレットを配付し、家屋の建替え助成制度等の周知を行うものである。

委員 C これは、新規事業なのか。

事務局 先程ご案内のとおり、不燃化促進事業は以前から行っているが、不燃化特区制度としては、4～5年前から始まった制度である。

委員 C 先程の案件と同様に、報告書の検証や確認が難しく、ある意味手抜きが出来てしまう内容と思われるが。

事務局 戸別訪問にあつては、5,500 世帯を対象に、1 組 2 人以上の体制で回っているが、個別訪問報告書で、いつ・どこで・どのように、使用したパンフレット数等詳細に報告させ、所管課で履行状況を確実に確認するようにはなっている。

委員B たまたま、昨日も明石で大火事の報道があった。早く解消していかなければならない問題である。そう考えると、誰でも良いというものではなく、かなり熱意をもって、真剣に口説く位のことをしていかないと、なかなか対応してもらえないのではないか。そういう観点から、たぶん下請等を使っているのだろうが、それで良いのだろうかと考えてしまう。

事務局 仕様書にもあるように、単なるポスティングだけではなく、対話による説明をするようになっており、委員の指摘のとおり、お願いする側として、きちんと相手と相対して話をして、理解していただく、そして参加していただくよう積極的な姿勢が必要であると考えている。

委員C 日本では、なかなか難しい問題である。

事務局 建替えの助成制度があっても、全額が出るわけでもなく、ご本人の意向や経済的な負担、建替えの時期等諸々の条件を勘案しながら、促進を進めているところである。

委員A 対象地域は、従来から選定されている地域なのか。それとも、他にもまだやらなければならない地域があるのか。

事務局 不燃化率というものがあり、当区では70%を目標としている。本件のエリアである4つ地域は、四つ木が60.2%、東四つ木が50.7%、東立石が58.5%、堀切が52.4%と比較的低く、木造密集市街地でもあるため、重点的に優先順位を付けて取り組む地域とされている。

委員A その他の地域も順次やっていくということか。

事務局 一定の成果が出来て、不燃化率の状況を見ながら広げていくかを判断するものと思われる。

委員A この業務委託を実施して、その先は、具体的に次にやるプログラムがあるのか、それとも、まだ、調査の段階で住民の方がどんな意識でいるのかを把握するまでをターゲットとしているのか。

事務局 この業務委託を実施した結果、どれだけの成果が上がっているのか検証する必要があると思われる。検証の中で、実際に建替えの意欲がどれ位上ったのか。どういう効果があるのかを見て行くこととなるが、不燃化率に跳ね返ってくるのは、1・2年ではなかなか難しく、ある一定のスパンで事業効果や成果を見極めながら、次のステップに一步一步進んで行くことになると考えている。

委員A 短期で結論が出るものではなく、長期的なスパンをもって、継続的に取り組むべき課題である。その中で蓄積され、引き継がれていかないと無駄になってしまう。その点において工夫が必要な事業なのだと思う。

重要度は極めて高く、神戸や東北地震においてもかなり大きな被害が生じていることから、改善されることに越したことはないが、時間も掛かることだし、住民の協力も得られなければ進んで行かない。全体的な計画がしっか

りして、その中でやっていくことが骨なのかなと思われるので、その辺りの位置づけを明確にして取り組んで行っていただきたいと思う。

**【単価契約・特命随意契約の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】**

**〔単契 NO. 0313 葛飾区立学校電力供給「小学校 49 校分」（単価契約）〕**

**（公募型指名競争入札）**

委員C 本件は、電力自由化に伴って、いろいろな事業者が参加できるようになり、なるべく安く電力を供給したいとの主旨だと思われるが、かなり安くなるのか。

事務局 予定価格を2億2,200万円あまりとしているが、これは、東京電力の価格を基準に算出したものである。落札価格が約1億6,800と比べて、約5,400万円安くなったことになる。

委員C 公共施設は、順次安い電力供給業者に切り替えていこうとする計画なのか。

事務局 一定規模の施設で、効果が期待できる施設について、順次出来るところから切り替えていく予定である。

委員C 今のところは、小学校と中学校までは拡げて行こうというような計画なのか。

事務局 これまで、平成22年度から計画的に進めてきている。今年度については、小学校49校、中学校23校、総合庁舎、区立保育園、児童館、コミュニティ施設と順次切り替えたところである。

委員A だいたい、各区ともこのようなことを一斉にやっているのか。

事務局 流れとしては、電力自由化を受け、様々な要素を検討した上で、効率があるものから順次進めている。

委員A 独占が崩れて、経費節減されていく自体は、全体としても望ましいことだと思う。

**〔特命 NO. 00559 しごと発見プラザかつしか業務委託〕** **（特命随意契約）**

委員C テクノプラザかつしかは、施設としては大きなスペースもあり、会合等で活用されているのだろうが、区民が実際に、このようなしごと発見プラザを利用しているのか、業務内容を含め教えてほしい。

事務局 この業者は、今回プロポーザルにより選定されているが、平成23年度から本業務を請け負っており、経験のある業者である。業務内容としては、1階のフロアで、しごと発見プラザを開設しており、雇用・就労マッチング支援事業、中小企業・若者マッチング支援事業等を行っている。実務では、待っているだけではなく、セミナーを開いたり、企業を訪問して求人の意向等を確認し、適正のある求職者を紹介をしながら就職に繋げていく取り組みを行っている。所管課によると、求職者の登録をして、その内どの程度マッピン

グできたか、マッチング率を把握しながら、成果を上げていくよう指導しているとのこと。利用状況については、雇用・就労マッチング支援事業でいうと、平成 28 年度は求職者 606 人を登録し、採用決定者 340 人で、マッチング率 56.1%の結果であった。平成 29 年度は、途中ではあるが、求職者 254 人の登録があつて、採用決定者 174 人で、マッチング率 68.5%と率としては上がっている状況である。

委員 C ハローワークとも連携しながら行っているのか。

事務局 ハローワークの情報を得ながら、それを活用した紹介を行うことはやっていると思われる。

委員 B プロポーザルの参加事業者の選定は、どのように行っているのか。また、選定された業者の評価された点はどのようなところか。

事務局 プロポーザルの選定方法については、契約管財課において、プロポーザルの実施要綱を定めており、各所管部長を委員長とし、関係課長を委員とした選定委員会を設置することとなっている。選定委員会においては、募集要件、業務内容、履行期間、提案限度額、業者を選定するための手続き、評価基準及び評価方法等定めた募集要項を決定し、公募を行っている。なお、本件は、平成 29 年度から 3 年間の契約として、各年度の限度額をそれぞれ定めて公募を行っている。応募のあった業者のうち、資格条件を満たしたものに、提案書の提出依頼を行った。今回でいうと、3 社から提案書の提出があり、それぞれプレゼンテーションを実施したうえで、委員による評価を行っている。評価にあたっては、事前に定めた評価基準に照らし合わせて、業務の実績、提案書の内容、雇用・就労マッチング支援事業に対する考え方等々の項目ごとに点数化し、合計点により業者を選定したところである。

委員 B 今回の選定については、これまでの実績であることや地域に明るいというところが評価されたのか。

事務局 実際の評価にあたっては、提案者の企業名は伏せて行っている。委員は、提案書やプレゼンテーションの内容の実現性等を加味して公平に評価を行うこととなっている。参考に、最優秀提案者となった業者は、145 点満点中 120 点、次点が 104 点、最後の業者が 93 点という結果であった。

委員 C 最優秀提案者となった業者は、本業がこのような業務を行っているところなのか。

事務局 派遣会社と記憶しているが、このような業務も行っているもの。

委員 C 契約金額も高額であることから、是非成果をあげて頂きたいと願っている。

委員 A 成果については、具体的に人数を決めて契約しているのか。

事務局 仕様書には、成果をどこまであげるとの具体的な記載はないが、例えば求人開拓事業では、対象事業所は 3,200 事業所以上、訪問は 1,100 以上との記載はある。ただし、前年度までの実績もあるため、前年度以上を目指すよう

に、業者には申し入れしていると聞いている。

委員A 常にテクノプラザかつしかの1階に窓口が開設され運営されているのか。

事務局 そのとおりである。

委員A 履行場所に、葛飾区の指定する場所の記載があるが、これは、イベント等に出向いて実施するものか。

事務局 そのようなことも含まれていると思われる。

委員A この事業は、いつから開始されたのか。

事務局 開始は確認できていないが、平成20年位から実施していたと記憶している。かなり長い年数だと思われる。

委員A このような形で、就労斡旋であるとかは、経常的に区のホームページでも掲載しているのか。

事務局 区のホームページやテクノプラザのホームページで、しごと発見プラザで就職についての相談や事業に関するお知らせを掲載している。また、区の広報においても、定期的に事業案内を掲載しており、チラシの配布をするなど、事業の周知については、みなさんに知っていただく努力を続けているところである。

委員A 重要な事業であるので、しっかりやって行っていただきたい。

#### カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

##### 【質 疑】

質疑なし。

#### キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

##### 【質 疑】

質疑なし。

#### ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。※平成29年度（平成29年9月末現在） 35件

##### 【質 疑】

委員B 先程の抽出審議の中で、安くて、設計に不備があつてはとの議論があつたが、そのような視点から、この（1）と（3）がそれに相当するのかなと思われる。これは、設計は別途発注し、その設計を元に工事を発注する際に、チェックをしたら発見されたということでもいいのか。

事務局 そのとおりである。対象工事は、予定金額4千万円以上のものに限られる

が、起工前の専門員による審査でチェックを行っている。

委員B この専門員制度で、チェック機能が働くということは、大変良いことだと思う。やはり、元々の設計に不備があったりするという事は防ぎたいものだ。

事務局 今後も所管課と十分連携をとって、可能な限り、設計の中に漏れ等の不備がないように、きちんとやってまいりたい。

委員A 着工前の設計内容の審査により、不備や過重な点をチェックするのが、主な業務ということではよろしいか。

事務局 そのとおりである。専門員には、実際に図面と現場を見てもらい、内容を確認してもらっている。

委員A 実際に、工事に入ってから、若しくは工事が終わってからの状況確認には、行っていないのか。

事務局 そこまでは、行っていない。工事の履行については、検査員や監督員により確認を行っている。専門員は、あくまでも起工前の設計図面等を専門的な目で見て頂いているところである。

委員A 設計金額が増額となった部分は、どのような形で反映されていくのか。

事務局 必要な部分を指摘していただいているので、設計内容にプラスして工事に反映し、積算し直したうえで入札に掛けることとなる。

委員A 元々決められていた金額を修正することに関しては、業者との折衝によるものなのか。それとも他の方法によるものなのか。

事務局 予算の話で言えば、予算が決まっていて、設計をチェックし積算に増減が発生した場合、減額については、予算内で執行が可能であるが、増額の場合は、他の工事費用からの差金流用等の対応が可能かどうかを精査し、全体の予算の枠に収まるように調整することになる。

委員A 今回の審査においては、増額部分が多いが、専門的なチェックが入ると、より安全性を重視するため、このような傾向になりがちなのだろう。

事務局 所管課としても、それを踏まえて次の設計に臨むことになるし、技術力向上に寄与していると思われるので、このような形で機能していければと考えている。

委員A 単純に安ければ良いというものではないわけで、専門的な見地からのチェックが掛けられて、より適切な工事が施工されるのであれば、それに越したことはないだろう。今後とも継続していただきたい。

#### (4) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。それでは、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上